

中野区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

東京都の制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

1 制度概要

対象となる方	中野区に住所を有し、以下のいずれか要件を満たす0歳児～小学校就学前の児童の保護者 <ul style="list-style-type: none">突発的な事情や社会参加等により、一時的に保育を必要とする方子育ての相談や不安解消のため、ベビーシッターとの共同保育を希望する方 (保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育します。)
対象期間	<ul style="list-style-type: none">保育所等に在籍していないお子さん 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)までの利用分保育所等に在籍しているお子さん 令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)までの利用分
対象経費	事業者から請求される料金のうち、保育サービス提供対価(税込) ※入会金・会費・交通費・キャンセル料・保険料などは対象外となります。 ※クーポンや福利厚生等の割引券等は併用できますが、割引された金額は補助対象外です。 なお、割引された金額は原則として保育料から差し引きます。
金額	1時間あたり以下の金額を上限に補助します。 <ul style="list-style-type: none">午前7時～午後10時 2,500円/時間午後10時～午前7時 3,500円/時間 ※申請期間内に利用した時間を合計し、分単位を切り捨てた分を申請時間とします。 その申請時間をもとに上限額が算出されます。
利用限度	児童1人につき、補助対象期間内で144時間 多胎児(双子など)の場合は、児童1人につき、補助対象期間内で288時間
ご利用の流れ	対象事業者と直接契約 ⇒ ご利用 ⇒ 申請期間に区へ書類提出(交付申請) ※詳しい流れは裏面をご参照ください。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者 ※ご利用時は「ベビーシッター利用支援事業を活用したい」と事業者にお伝えください
保育基準	児童1人につき、ベビーシッター1人の保育であること ※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹(人数や年齢を問いません)を、保護者と一緒に共同で保育を行う場合で、かつ保護者が事業者との契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人であっても補助対象となります。 ※共同保育の場合、保護者は常に保育に関わっている必要があります。



2 ご利用の流れ

①ベビーシッター事業者と契約（利用者⇔事業者）

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結びます。

※子ども家庭庁のHPで『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をお読み頂き、ご了解のうえ、ご契約ください。

※契約時に、「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい。」と必ずお伝えください。

ベビーシッターなどを
利用するときの留意点



②ご利用（利用者⇔事業者）

事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）要件証明書」の交付を受けてください。

③区へ書類提出（利用者⇒区）

1. 補助金交付申請書 兼 請求書（注：申請者は領収書の宛名と同一）
2. 利用内訳表
3. 受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
4. ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）要件証明書
5. 利用料の示された領収書
6. ベビーシッター事業者が発行した利用明細書

※領収書で利用児童名、利用日時、利用料の内訳が記載されている場合は不要です。

3 申請期間

申請期間を利用3か月ごとから毎月に変更しました。書類提出が各申請期限に間に合わない場合でも、最終申請日までであれば受付します。※最終申請日は改めて案内します。

利用月	申請期限	交付予定
令和6年9月まで	令和6年10月23日（水）	令和6年12月以降
令和6年10月まで	令和6年11月22日（金）	令和7年1月以降
令和6年11月まで	令和6年12月23日（月）	令和7年2月以降
令和6年12月まで	令和7年1月23日（木）	令和7年3月以降

※令和7年1月以降のご利用分に関する申請期限及び交付予定については、順次ご案内します。

4 提出・お問い合わせ先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目2番12号

株式会社ケー・デー・シー 中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）担当

TEL 0120-984-082（祝日除く月曜日から金曜日 8:30～17:00まで）